

# タクシー事業の現状と課題

## タクシー業界の現状

### 【数字でみる業界の現状】

事業者数	5万3千	内訳は法人7千社、個人4万6千人
車両数	26万両	内訳は法人21.7万両、個人4.6万両
運転者数	40万人	高齢化が進み、平均年齢は法人52歳、個人59歳
年間輸送人員	24億人	国民1人あたり年間20回ほど利用している計算
売上高	2兆円	黒字を計上しているのは事業者全体の約3分の2
平均年収	315万円	全産業平均の1割増以上の時間(2400時間)働いて6割程度の年収

### 【最近の主な動き】

- ・ バブル崩壊後、タクシーを利用する客数は減少の一途をたどっており、営業水準の指標である**実車率・日車営収**とも低下傾向（実車率：42.7%（対前年 0.5%）、日車営収：30,099円（同 1,044円））
- ・ 一方で、14年2月の規制緩和以来、**全国で333社から新規参入の申請**がなされ、**1万台超の増車**
- ・ 運賃面でも遠距離割引や定額運賃など**多様な運賃**が登場
- ・ 駅前や繁華街等の乗り場における**客待ちタクシー**による周辺環境の悪化や渋滞が課題

## タクシー事業の特性

- ・ 台数を増やせばシェアが伸びるという意識が事業者に強く、台数を増やすための投資額もそう大きくないことから、**事業者の増車意欲が旺盛で、供給過剰に陥りやすい**という体質
- ・ 運賃原価のうち**人件費が約8割**を占めるうえ、歩合制賃金であるため、運賃を下げた場合に見込んだだけの需要が増えないと、**減収のかなりの部分が運転者の賃金にハネ返る**ことになり、長時間労働や過労運転を招きがち
- ・ 流しや辻待ち営業では客が車を選びにくく、かつ、乗るまでサービスの良し悪しが分からないため、**利用者保護の観点から、安心・安全なサービスの確保が重要**

## 改正道路運送法施行以降の新規参入等の状況

### 1. タクシー事業（平成14年2月～平成16年8月）

	参入事業者数	車両数
新規参入	333社	+2,744台
営業区域の拡大	97社	+599台
増車届出	5,002社	+9,536台
新規許可事業者の 平均保有車両数	8.2台	

### 2. 貸切バス事業（平成12年2月～平成15年3月）

	参入事業者数	車両数
新規参入	1,141社	+4,055台
新規許可事業者の 平均保有車両数	3.5台	

### 3. 乗合バス事業（平成14年2月～平成16年3月）

	参入事業者数
新規参入	25社
貸切の乗合許可からの切替	36社

## 改正道路運送法施行後の事故発生状況

### 1. 交通事故件数

平成15年度を見ると、交通事故件数については、全自動車よりもバス、タクシーの増加率の方が大きい。

		13年	14年	15年
バス	件数	3,666	3,559	3,758
	対前年比	6.2%	-2.9%	<u>5.6%</u>
タクシー	件数	26,052	25,970	27,285
	対前年比	1.7%	-0.3%	<u>5.1%</u>
全自動車	件数	947,169	936,721	947,993
	対前年比	1.6%	-1.1%	<u>1.2%</u>

### 2. 死亡事故件数

平成15年度を見ると、死亡事故件数については、全自動車が増加しているにもかかわらず、バス、タクシーは増加している。

		13年	14年	15年
バス	件数	22	19	23
	対前年比	10.0%	-13.6%	<u>21.1%</u>
タクシー	件数	57	55	69
	対前年比	32.6%	-3.5%	<u>25.5%</u>
全自動車	件数	8,414	7,993	7,456
	対前年比	-3.4%	-5.0%	<u>-6.7%</u>

## バス事業及びタクシー事業における最低車両台数制度について

バス事業、タクシー事業の運営に当たっては、輸送の安全及び利用者利便の確保を図る観点から、以下のことが必要。

過労運転防止や整備不良等、安全関係法令の遵守を確保し、事故を未然に防ぐため、運営の拠点となる営業所においてバス・タクシーの適正な運行管理及び整備管理を的確に行える組織・体制を整備する。

事故が発生した場合の補償や現場での対応や事故後の処理等を確実にこなすだけの体制を確保する。

一定事業規模の確保を図ることにより、利用者の輸送ニーズに対して適切に応えると同時に、営業所、車庫、休息・睡眠施設等必要な施設を確保し、その適切な維持を図る。

上記のような体制・施設を確保・維持するためには、適正な事業規模を有し、事業遂行能力があることが必要。その確保のため、最低車両台数制度を設けているところ。

なお、最低車両台数の確保については、平成12年及び平成14年に施行された道路運送法改正法案の審議の際、国会の附帯決議において、「最低車両台数の確保等輸送の安全確保のための適切な事業計画、事業遂行能力等について、厳格な審査を行うこと」が政府に対して要請されている。

# 運行管理者の役割と事故発生状況

## 運行管理者の役割について

- ・ 運行管理者は、次のような運行の安全の確保に関する業務を行い、交通事故を防止していく使命と責任が課せられている。

### 運行管理者の主な業務

- (1) 過労運転の防止...乗務記録、運行記録計により乗務時間を把握し、運転者の勤務時間、乗務時間の設定、必要に応じて交代運転者を配置し、乗務員の勤務体制を確立する。
- (2) 点呼の実施...運転者に対して、乗務前、乗務後に点呼を実施し、運転者の疲労、健康状態の確認を行い運行可否の決定を行うとともに、悪天候時の運行経路の変更など安全な走行を確保するため具体的な指示を行う。
- (3) 運転者の指導監督...運行の安全を確保するため、運転者に対して常日頃から安全関係法令等を遵守させる。

## 最近の事故発生状況

### 平成15年の交通事故件数

バス	3,758件(対前年比+5.6%)
タクシー	25,970件(対前年比+5.1%)
全自動車	947,993件(対前年比+1.2%)

### 平成15年の死亡事故件数

バス	23件(対前年比+21.1%)
タクシー	69件(対前年比+25.5%)
全自動車	7,456件(対前年比-6.7%)

- ・ 交通事故件数について、全自動車よりもバス、タクシーの増加率の方が大きい。また、死亡事故件数は、全自動車が増加しているのに拘わらず、バス、タクシーは増加している。
- ・ 更に、酒気帯び運転やひき逃げなどの悪質な違反も多数発生している。

## 今後の事業用自動車の安全対策

- ・ 本年1月の総理の所信表明演説「交通事故による死者数を10年間で5千人以下に削減」という新たな目標が示されている。
- ・ 旅客自動車運送事業は、一旦事故が生じると甚大な被害が発生するため、輸送の安全を確実にを行う必要がある。



運行管理は事業用自動車の安全対策において中心的な役割を果たしており、近年交通事故件数、死亡事故件数が増加していることを踏まえると、運行管理の充実をより一層